公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会事務局組織規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）の定款第３９条第３項の規定に基づき、協会の組織及び職制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　協会の事務局には、本部事務所のほかに、必要に応じて事務所その他の組織を置くことができる。

２　代表理事は、この規程により業務を処理しがたいものについては、特別の組織又は顧問その他の職制を設けることができる。

（職員）

第３条　協会の事務局に次の職員を置くことができるものとする。

一　事務職員

二　技術職員

２　前項に定めるもののほか、別に定めるところにより、協会に必要な職員を置くことができる。

（職制）

第４条　前条第１項に規定する職員の職は、次表の左欄とし、その職務は同表右欄に掲げるものとする。

職　　名	職　　務
事務総長	協会事務局の局務を掌る。
副事務総長	上司の職務を補佐し、協会事務局の局務を掌る。
儀典長	上司の命を受け、賓客の接遇及びその総合調整を掌る。
局長	上司の命を受け、局の事務を統括し所属の職員を指揮監督する。
担当局長	上司の命を受け、担任事務を統括し担当の職員を指揮監督する。
上席審議役	上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。
担当部長	上司の命を受け、担任事務を統括し担当の職員を指揮監督する。
審議役	上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。
担当課長	上司の命を受け、担任事務を統括し担当の職員を指揮監督する。
参事	上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。
課長代理	上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。

係長	上司の職務を補佐し、担任事務を処理する。
係員	上司の命を受け、担任業務を処理する。

２　前条第２項に規定する職員の職は別に定める。

（本部事務所の組織）

第５条 事務総長は、事務総長が直轄する補佐機関を置くことができる。

２ 協会の組織及び本部事務所の位置は次表のとおりとする。

名　　称	位　　置
運営統括室	大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階
運営基盤調整統括室	
監査室	
儀典局	
総務局	
広報・プロモーション局	
企画局	
イベント局	
ＩＣＴ局	
会場運営局	
危機管理局	
交通局	
施設維持管理局	
持続可能性局	
国際局	
日本館	

（運営統括室の分掌事務）

第６条　運営統括室においては、次の事務をつかさどる。

一　万博運営における複数局に跨る業務管理・運営の調整に関すること。

二　万博会期中に発生した重大な事案や緊急を要する事案への対応にあたり、関係各局を統括すること。

三　協会の総合企画及び調整に関すること。

四　事務総長、副事務総長、関係局長等で構成する運営本部の事務局に関すること。

五　国等関係機関との連絡調整及びプロデューサーに関すること。

（運営基盤調整統括室の分掌事務）
第７条　運営基盤調整統括室においては、次の事務をつかさどる。
　会場運営、危機管理、交通、公式参加者等との連絡・調整、来場者満足度の向上等博覧会運営の基盤に関する事務の総合調整及び統括に関すること。

（監査室の分掌事務）
第８条　監査室においては、次の事務をつかさどる。
　内部監査に関すること。

（儀典局の分掌事務）
第９条　儀典局においては、次の事務をつかさどる。
一　協会の定める「賓客」（海外・日本国内）の接遇に関すること。
二　ナショナルデイ・スペシャルデイの代表団公式行事での接遇に関すること。
三　皇族ご訪問時の接遇に関すること。
四　迎賓館の運営・管理業務に関すること。
五　博覧会会場での協会旗・参加国国旗・国歌（各国パビリオンは除く）の管理に関すること。

（総務局の分掌事務）
第１０条　総務局においては、次の事務をつかさどる。
一　法人運営に関すること。
二　社員総会及び理事会に関すること。
三　公益法人認定、特別措置法に関する調整に関すること。
四　定款、諸規程等の制定及び改廃に関すること。
五　公印の保管及び文書管理に関すること。
六　役職員の人事管理、給与、労務、福利厚生その他人事一般に関すること。
七　物品の出納及び管理に関すること。
八　事務局の施設及び設備の管理に関すること。
九　協会のリスクマネジメントに関すること。
十　情報セキュリティ及び個人情報保護の運用に関すること。
十一　法務・コンプライアンス・ハラスメント対策に関すること。
十二　監事に関すること。
十三　役員の秘書に関すること。
十四　内部統制に関すること。
十五　協会全体の収支管理に関すること。
十六　予算に関すること。
十七　補助金申請に関すること。
十八　決算及び経理に関すること。

十九　資金の調達及び運用に関すること。
二十　財産の取得、管理及び処分（リユースを除く）に関すること。
二十一　現金、預金、有価証券の出納及び保管に関すること。
二十二　監査及び会計検査に関すること。
二十三　会計監査人に関すること。
二十四　債権管理に関すること。
二十五　保険に関すること。
二十六　財務委員会の運営に関すること。
二十七　寄附制度の統括管理に関すること。
二十八　寄附制度の企画・運営に関すること。
二十九　指定寄附に関すること。
三十　寄附収入管理に関すること。
三十一　公営競技に関すること。
三十二　運営費執行管理会議に関すること。
三十三　原課が行う調達の支援・最適化に関すること。（他局分掌のものを除く。）
三十四　現物協賛の統括管理に関すること。（他局分掌のものを除く。）
三十五　契約事務審査会の企画・運営に関すること。
三十六　工事及び物件の入札、契約に関すること。
三十七　協会全体の契約業務に関すること。
三十八　財産管理にかかる制度企画に関すること。
三十九　財産台帳の統括管理に関すること。（他局分掌のものを除く。）
四十　前各号に掲げるもののほか、他局の分掌に属しないこと。

（広報・プロモーション局の分掌事務）
第１１条　広報・プロモーション局においては、次の事務をつかさどる。
一　機運醸成戦略策定に関すること。
二　局内の企画・調整に関すること。
三　機運醸成に関する協会横断的案件、戦略的案件の推進に関すること。
四　ライセンス関連事業（ＭＬＯ）の推進に関すること。
五　知財（ＩＰ：ロゴマーク･キャラクター･ＥＸＰＯ ２０２５ Ｄｅｓｉｇｎ Ｓｙｓｔｅｍ等）に関すること。
六　アンバサダー、スペシャルサポーターに関すること。
七　テーマソングに関すること。
八　広告用コンテンツ・ツールの制作に関すること。
九　ＰＲ露出戦略・シティドレッシングに関すること。
十　外部団体が主催するイベント等との連携に関すること。
十一　後援・協力名義に関すること。

十二　講演依頼に関すること。
十三　ＴＥＡＭ ＥＸＰＯ ２０２５の企画・運営に関すること。
十四　ＴＥＡＭ ＥＸＰＯパビリオンの運営管理に関すること。
十五　ＥＸＰＯ　ＣＯＭＭＯＮＳの企画・運営に関すること。
十六　政府と連携した地方創生ＳＤＧｓの発信、ＰＬＬ Ｔａｌｋｓの企画・運営に関すること。
十七　ベストプラクティスの企画・運営に関すること。
十八　レガシーの検討に関すること。
十九　協会における広報に関すること。
二十　報道機関との連絡調整に関すること。
二十一　協会公式Ｗｅｂサイト、ＳＮＳ等の運営に関すること。
二十二　メディアセンター、公式記録、メディアポータル等の計画・運営に関すること。
二十三　海外広報に関すること。
二十四　海外プロモーション活動に関すること。
二十五　公式参加者と連携したプロモーション活動に関すること。
二十六　多言語コンテンツ制作に関すること。
二十七　東北復興に関すること。
二十八　国内の各地域との連絡調整に関すること。
二十九　自治体・経済団体（中小企業含む）と連携した全国でのプロモーションに関すること。
三十　教育機関連携に関すること。
三十一　教育プログラムに関すること。
三十二　観光プロモーション戦略、万博をきっかけとした地方への誘客に関すること。
三十三　入場券に関すること。
三十四　入場制度（来場者平準化策、パビリオン予約含む）に関すること。

（企画局の分掌事務）
第１２条　企画局においては、次の事務をつかさどる。
一　２０２５年日本国際博覧会事業の企画及び調整に関すること。（他局分掌のものを除く。）
二　協賛制度の運用に関すること。（他局分掌のものを除く。）
三　２０２５年日本国際博覧会事業への提案対応に関すること。
四　シニアアドバイザーに関すること。
五　２０２５年日本国際博覧会事業のテーマ事業及びテーマ事業プロデューサーに関すること。
六　国内出展（政府・民間）に関すること。
七　未来社会ショーケース事業に関すること。

八　テーマウィークに関すること。

（イベント局の分掌事務）
第１３条　イベント局においては、次の事務をつかさどる。
一　各種計画等に基づく催事・関連事業の企画及び調整に関すること。（他局分掌のものを除く。）
二　催事企画プロデューサーに関すること。
三　催事検討会議に関すること。
四　催事施設の運営管理に関すること。

（ＩＣＴ局の分掌事務）
第１４条　ＩＣＴ局においては、次の事務をつかさどる。
一　万博事業ＩＣＴシステム・インフラに関すること。
二　協会内のＩＣＴ活用への技術支援に関すること。
三　サイバーテロ対応（システム的セキュリティ対策）に関すること。
四　バーチャル万博に関すること。（他局分掌のものを除く。）
五　データ利活用に関すること。

（会場運営局の分掌事務）
第１５条　会場運営局においては、次の事務をつかさどる。
一　２０２５年日本国際博覧会事業の各種計画その他の関連計画の作成に関すること。（他局分掌のものを除く。）
二　２０２５年日本国際博覧会事業の各種計画その他の関連計画に関する企画及び調整に関すること。（他局分掌のものを除く。）
三　来場者サービス、ユニバーサルサービス、情報サービスに関すること。
四　ユニフォームに関すること。
五　スタッフ、ボランティアに関すること。
六　デジタル万博に関すること。（他局分掌のものを除く。）
七　ＸＲ演出に関すること。（他局分掌のものを除く。）
八　アクレディテーションに関すること。
九　会場運営・管理に関すること。
十　会場内輸送に関すること。
十一　会場内清掃に関すること。
十二　サービスロボットに関すること。
十三　会場内営業施設に関すること。（他局分掌のものを除く。）
十四　物流に関すること。

（危機管理局の分掌業務）
第１６条　危機管理局においては、次の事務をつかさどる。
一　会場警備、消防、防災に関すること。
二　サイバーセキュリティ対策に関すること。（他局分掌のものを除く。）
三　会場衛生（感染症対策を含む。）、医療救護に関すること。

（交通局の分掌業務）
第１７条　交通局においては、次の事務をつかさどる。
一　２０２５年日本国際博覧会事業の来場者輸送計画・交通対策の企画及び調整に関すること。
二　道路交通対策、夢洲交通ターミナル、会場外駐車場等の運営に関すること。
三　夢洲交通ターミナル、会場外駐車場等の工事及び工事の実施に伴う関係機関との調整、技術的な支援に関すること。
四　来場者輸送情報センターに関すること。
五　環境影響評価に関すること。（会場外駐車場に関すること。）

（施設維持管理局の分掌事務）
第１８条　施設維持管理局においては、次の事務をつかさどる。
一　２０２５年日本国際博覧会事業の会場維持管理の企画及び調整に関すること。（他局分掌のものを除く。）
二　環境影響評価に関すること。（他局分掌のものを除く。）
三　会場内施設等の工事の検査に関すること。（他局分掌のものを除く。）
四　会場内施設や基盤インフラ（上下水道、植栽、電気・ガス、熱供給設備等）の維持管理に関すること。（他局分掌のものを除く。）
五　会場内施設や基盤インフラ（上下水道、植栽、電気・ガス、熱供給設備等）の撤去に関すること。（他局分掌のものを除く。）
六　出展者（海外・企業）との撤去手続きに関すること。（他局分掌のものを除く。）

（持続可能性局の分掌事務）
第１９条　持続可能性局においては、次の事務をつかさどる。
一　持続可能性管理システム（ＥＳＭＳ）の構築と運用に関すること。
二　ＩＳＯ２０１２１認証取得に関すること。
三　ＥＳＭＳ・持続可能性有識者委員会に関すること。
四　持続可能性の観点からの調達コードに関すること。（他局分掌のものを除く。）
五　持続可能性の個別目標の設定と進捗管理に関すること。
六　持続可能性についての過去のイベント分析に関すること。
七　持続可能性に関する総合的な方針及び計画の立案及び推進に関すること。

八　持続可能性の個別分野に関する計画の立案及び個別事業の推進に関すること。

（国際局の分掌事務）
第２０条　国際局においては、次の事務をつかさどる。
一　ＢＩＥとの連絡調整に関すること。
二　公式参加者運営委員会・褒賞委員会等に関すること。
三　途上国支援プログラムに関すること。
四　公式参加者向けワンストップショップに関すること。
五　公式参加者の宿舎に関すること。
六　各種ガイドラインに係る検討・調整に関すること。
七　公式参加者との出展に係る連絡調整に関すること。（他局分掌のものを除く。）

（日本館の分掌事務）
第２１条　日本館においては、次の事務をつかさつかさどる。
一　日本館に係る経済産業省等との連絡調整に関すること。
二　日本館に係る総務に関すること。
三　日本館に係る広報に関すること。
四　日本館に係る接遇に関すること。
五　日本館の運営に関すること。

（改廃）
第２２条　この規程のうち重要な事項の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）
第２３条　この規程に定めるもののほか、協会の事務局組織に関し必要な事項は、代表理事が定める。

附 則
この規程は、平成３１年１月３０日から施行する。

附 則
この規程は、平成３１年３月２９日から施行する。

附 則
この規程は、令和元年５月２８日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年７月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年７月９日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年７月１６日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年１０月２１日から施行する。

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和２年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年７月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年１月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年６月１５日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年９月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年９月１９日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年７月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１．この規程は、令和７年１月１日から施行する。

（職制）

２．本規程の改正前の組織において「部長」であった職員は、改正後の組織において「担当部長」となり、改正前の組織において「課長」であった職員は、改正後の組織において「担当課長」となる。

附　則

（施行期日）

１．この規程は、令和７年３月１日から施行する。

（職制）

２．本規程の改正前の組織において「部長」であった職員は、改正後の組織において「担当部長」となり、改正前の組織において「課長」であった職員は、改正後の組織において「担当課長」となる。